

第二次

登米市環境基本計画 実施計画

《前期》

平成28年3月



目 次

第1章 実施計画の基本的事項	1
1 実施計画の策定	1
2 実施計画の目的	1
3 実施計画の期間	1
4 実施計画の運用	2
5 関係課における施策・事業の進め方	2
6 第二次環境基本計画の施策体系	3
第2章 具体的施策	4
基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち(自然環境)	4
基本目標2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち(生活環境)	10
基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち(地球環境)	24
基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち(市民協働)	26

第1章 実施計画の基本的事項

1 実施計画の策定

本市では、登米市環境基本計画（平成20年3月策定。以下環境基本計画といいます。）に基づき、環境の保全、回復、安全・安心な生活環境に向けた取り組みを推進してきました。

このたび、これまでの取り組みの成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策の更なる推進のため、環境基本計画を改定し、別冊として実施計画を策定しました。

2 実施計画の目的

実施計画は、第二次環境基本計画（平成28年3月策定。以下「第二次計画」といいます。）に基づき、登米市の環境の保全、回復と、安全・安心な生活環境に関する施策について具体的な取り組みを定めることにより、第二次計画を推進することを目的とします。

実施計画は、第二次計画に示す「具体的な施策」について、取組内容、役割分担を示します。

3 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、第二次計画期間内としますが、期間を平成28年から平成30年度までを「前期」、平成31年から平成33年度までを「中期」、平成34年から平成37年度までを「後期」に分け、3年ごとに見直しを行います。ただし、「後期」については、第二次計画の検証期間を含め4年とします。

また、実施計画は、社会情勢の変化や環境基本計画の改定などに併せた見直しも行います。

<実施計画の期間>

前 期 平成28年度～平成30年度	中 期 平成31年度～平成33年度	後 期 平成34年度～平成37年度
第二次環境基本計画 平成28年度～平成37年度（10年間）		

4 実施計画の運用

実施計画の運用にあたっては、毎年度、具体的な施策について事業の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめて公表するとともに、施策・事業の進め方の見直しや、実施計画の見直しを行います。

※関係課は、実施計画に沿って、施策、事業を実施するとともに、毎年度施策の進捗状況を自ら点検評価します。

<実施計画運用にあたっての役割分担>

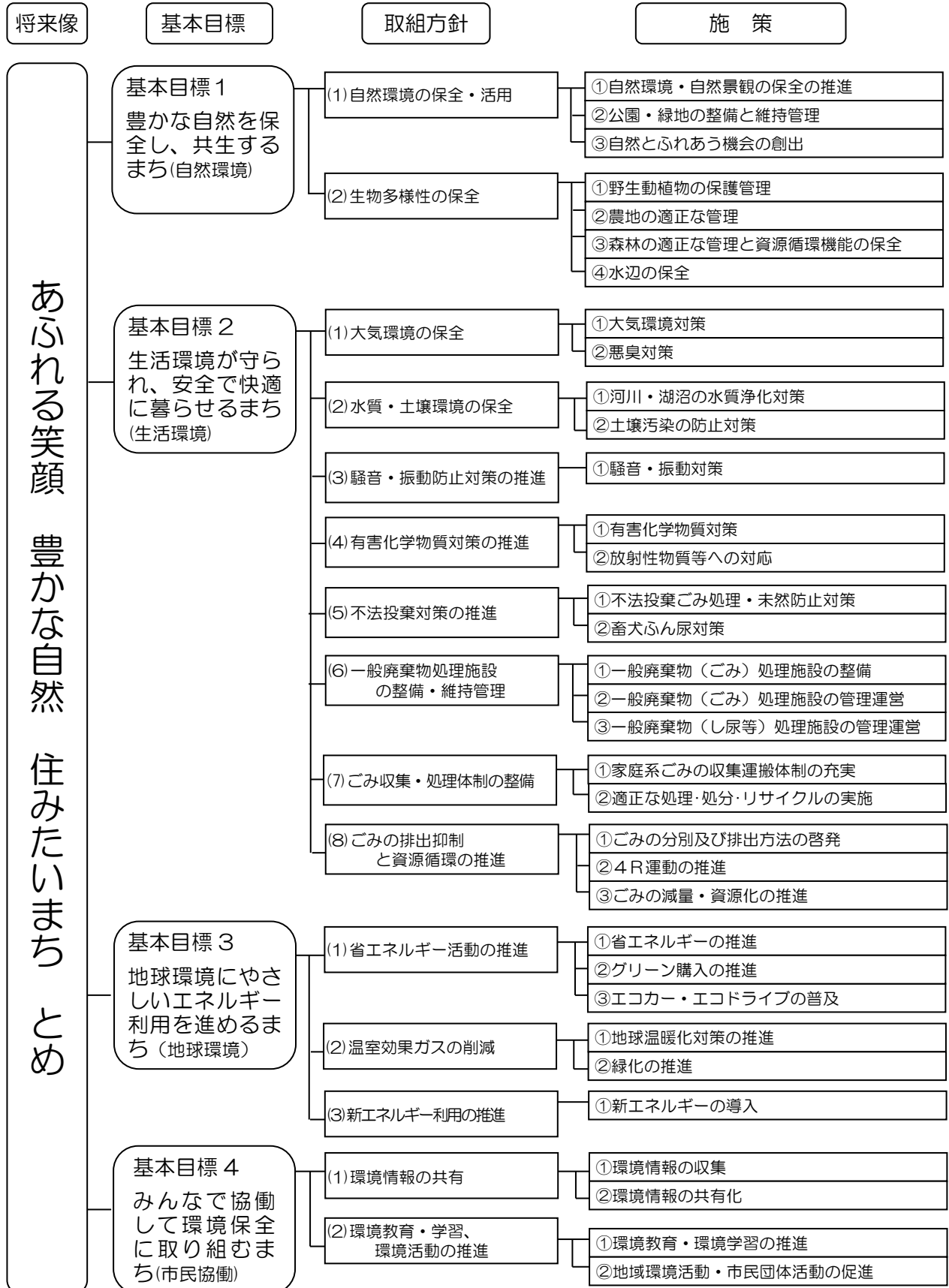
段 階	推進主体	役 割
実施 (Do)	関係課	所管する施策・事業の実施
点検・評価 (Check)	関係課	所管する施策・事業について、自己点検・評価
	環境保全連絡会議 環境保全会議	各施策・事業の進捗状況の評価
	環境審議会	点検・評価結果に対する意見
	環境課	環境報告書の作成
見直し (Act)	関係課	所管する施策・事業の見直し

5 関係課における施策・事業の進め方

関係課においては、次のとおり所管する施策・事業を実施します。

- ①第二次計画に示す「施策」を踏まえる。
- ②第二次登米市総合計画の基本計画及び実施計画と整合性を図る。
- ③緊急性、継続性、予算などの観点から、施策・事業について弾力的に見直す。
- ④計画と実績を検証し、目標の達成が困難な施策・事業について、存続や廃止を含め抜本的に見直しを行う。

6 第二次環境基本計画の施策体系



第2章 具体的施策

基本目標1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

(1) 自然環境の保全・活用

①自然環境・自然景観の保全の推進

- ・貴重な自然と景観を保全し、産業と共生を図りながら、自然への負荷に十分に配慮した利活用を進めるとともに、豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいきます。
- ・地域の貴重な保存樹・保存林について、所有者等の協力得て適切な管理をすることにより、将来にわたり保護・保全に努めます。
- ・自然環境へ影響を及ぼす恐れのある事業については、計画の段階から生態系や希少野生動植物種などへの十分な配慮や、必要な保護を要請します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
1	自然環境保全の推進 (内容) 新たに貴重な自然として保全すべき必要な事由が生じた場合は保全計画を策定し、自然環境の保全に努めます。	環境課
2	平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域の保全及び維持管理 (内容) 「平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域の自然環境を保全するため、保全計画に基づき適正な保全と及び維持管理に努めます。	環境課
3	天然記念物の管理 (内容) 樹勢の衰え等が見られた指定天然記念物樹木は、樹勢回復措置を実施し、適正な保存に努めます。	生涯学習課
4	景観形成の推進 (内容) 地域の景観の特性を踏まえて、景観計画に基づき良好な景観の形成を推進します。	住宅都市整備課
5	開発行為の指導 (内容) 一定規模（3,000㎡）以上の土地開発事業については、登米市開発指導要綱第19条の規定に基づき、開発区域の3%以上の緑地を確保するよう、事業者に対して指導を行います。（自然破壊の防止と緑地の適正な保全）	住宅都市整備課

6	環境影響評価制度の整備 (内容) 環境影響評価制度の整備について検討するとともに、先進自治体等における取組の有効性、実効性を検証し、戦略的環境アセスメントガイドライン策定について検討していきます。	環境課
7	自然と産業の共生 (内容) 自然と景観の保全に配慮しながら、地域で生産・加工された農産物や林産物などの地域内での利用促進と、PRを通じた魅力や付加価値の向上を推進します。	農林政策課 農産園芸畜産課

②公園・緑地の整備と維持管理

- ・公園・緑地施設などは、人と自然との共生に配慮した整備や適切な維持管理を行います。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
8	公園の維持管理 (内容) 都市公園や農村公園、森林公園などについては、有害生物の大発生などを未然に防止するなど、人と自然とのふれあいが進むように、適切な維持管理を行います。	農林政策課 農村整備課 商工観光課 住宅都市整備課
9	道路植栽の維持管理 (内容) 街路樹の剪定、消毒を行う際には、周辺生育植物への影響に配慮し、適切に維持管理を行います。	土木管理課

③自然とふれあう機会の創出

- ・グリーンツーリズムやエコ・ツーリズム等を推進し、本市の豊かな自然環境に触れる機会の充実を図ります。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
10	グリーンツーリズムの推進 (内容) 市外中学校の農家宿泊体験として、滞在型観光のグリーンツーリズムを推進し、本市の環境の良さを多くの人に知ってもらい、本市の環境保全の取り組みに対する理解を広めていきます。	商工観光課

11	<p>エコ・ツーリズムの推進</p> <p>(内容)</p> <p>伊豆沼をはじめとした市内の豊かな自然資源や、地域資源を適切に保全しながら持続的な利活用したエコ・ツーリズムを推進し、取り組みを検討している市民団体等の支援に努めます。</p>	環境課
12	<p>自然環境の活用</p> <p>(内容)</p> <p>サンクチュアリセンターや、その周辺の自然を環境教育の実践の場として活用するとともに、森林セラピー基地・登米森林公園を森林浴や森林体験などの多面的利用を通じて、緑豊かな森林とのふれあいの場として活用します。</p>	<p>環境課</p> <p>農林政策課</p>

(2) 生物多様性の保全

①野生動植物の保護管理

- ・多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を図るとともに、市内の生態系を脅かし、被害を及ぼす恐れのある特定外来生物等についての防除・駆除や、希少な在来種の保護に努めます。
- ・野生鳥獣の保護管理に努め、必要に応じて農林産物の被害防止などのため有害鳥獣捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携を図り対策を講じます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
13	<p>生物多様性に関する普及・啓発</p> <p>(内容)</p> <p>生物多様性の必要性や重要性について、多くの市民や市民団体等、事業者理解いただくため、普及・啓発を図ります。</p>	環境課
14	<p>特定外来生物等に関する啓発・駆除</p> <p>(内容)</p> <p>在来種の多様性を保全するため、市民や市民団体等と連携し、特定外来種に関する啓発や駆除などを行います。</p>	環境課
15	<p>有害鳥獣捕獲等による適正な個体数調整</p> <p>(内容)</p> <p>農林産物の被害防止などのため有害鳥獣捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携調整を図り対策を講じます。</p>	農産園芸畜産課

②農地の適正な管理

- ・農地が持つ多面的機能の維持を図り、野生動植物の生息・生育環境の再生・創出を図ります。
- ・生物多様性に配慮した環境保全型農業の取り組みをより一層推進し、人と動植物にやさしい安全・安心な農業をさらに進めます。
- ・農産物直売所の販売力向上や学校給食等への市内産食材の利用を図り、地産地消の取り組みを促進します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
16	農地等の多面的機能の保全管理 (内容) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、農地等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	農村整備課
17	環境に配慮した農地整備の実施 (内容) 農村の豊かな自然環境の保全・回復や、動植物の生息空間としてのネットワークの確保など、環境との調和に配慮した農地整備を実施します。	農村整備課
18	環境保全型農業、資源循環型農業の推進 (内容) 環境保全型農業や資源循環型農業の取り組みを支援し、人と生きものに優しい安全・安心な農業を推進します。	農産園芸畜産課
19	学校給食における地域食材の利用促進 (内容) 市内農産物等を学校給食食材へ積極的に活用することで地産地消を図ります。	農林政策課 教育総務課

③ 森林の適正な管理と資源循環機能の保全

- ・適正な森林施業と里山の整備に取り組むことにより、多様な森林空間を創出し、野生動植物の生息・生育環境の確保を図ります。
- ・地元産木材の地域内の利用促進を図るとともに、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用等による地域林業の活性化を図ります。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
20	森林整備の推進 (内容) 適正な森林施業を行うとともに、里山の資源循環機能の確保に向けた取り組みにより、多様で健全な森林の育成を推進します。	農林政策課
21	地域産木材の利活用の推進 (内容) 一般住宅や公共施設等への地域産木材の積極的な活用を推進します。	農林政策課

④ 水辺の保全

- ・かつての美しい水辺を取り戻す取り組みを進めます
- ・鳥類や昆虫、水生生物などの多様な生き物の生息・生育環境となる良好な湿地の保全を進めます。
- ・渡り鳥の生息環境としての良好な湿地環境の保全に関する国際的な取り組みとの連携・協働に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
22	水環境保全に関する普及啓発 (内容) クリーンキャンペーンやクリーンアップ湖沼群を実施し、身近な水環境の保全に関する普及・啓発に取り組みます。	環境課
23	水辺生態系の再生の推進 (内容) 沼やため池等における外来生物の駆除や、水質改善のためのハス刈りなどの取り組みを支援し、水辺生態系の再生を推進します。	環境課 農村整備課

24	渡り鳥飛来地との連携・協力 (内容) 東アジアオーストラリア地域・フライウェイパートナーシップやラムサール条約登録湿地関係市町村協議会を通じて、国内外の渡り鳥飛来地との情報交換等に努め、連携・協力を図ります。	環境課
----	--	-----

基本目標 2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち(生活環境)

(1) 大気環境の保全

①大気環境対策

- ・国や県等関係機関と連携を密にし、既存の測定局の観測データや国、県による分析情報を共有しながら、大気環境を監視します。
- ・野焼きによる煙害の苦情が増え、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の観点からマナー向上の啓発を図っていきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
25	<p>通信訓練の実施</p> <p>(内容)</p> <p>光化学オキシダント等大気汚染緊急時の対応のため、県等関係機関による通信訓練を実施します。また、訓練を通じ、国・県などからの指導を踏まえ行動マニュアル作成の検討をしつつ、大気環境の保全について適切に対応します。</p>	環境課
26	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きに対する指導 ・市ホームページ等で野焼き禁止の周知 <p>(内容)</p> <p>野焼きについて、法令遵守の徹底を図るよう原因者に対する適切な指導や、市民に対し野焼き禁止の周知をします。</p>	環境課
27	<p>公害防止協定の締結</p> <p>(内容)</p> <p>公害防止協定の締結を必要とする事案が発生した場合は、公害防止協定を締結します。</p> <p>※公害防止協定の締結については、大気その他、水質、土壌、騒音、振動、有害化学物質等に対しても同様の取り組みとします。</p>	環境課
28	<p>公害相談への対応</p> <p>(内容)</p> <p>公害相談について、一連の公害対応を実施した場合は、必要に応じて相談者に報告し了承を得るようにします。</p> <p>※公害相談者への対応については、大気その他、水質、土壌、騒音、振動、有害化学物質等に対する公害に対しても同様の取り組みとします。</p>	環境課

②悪臭対策

- ・規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設に対し適切に対応していくとともに、法令の規制対象にならない施設等に対する苦情等についても、管理方法の改善を指導するなどし、解決に努めます。
- ・河川や水路などの公共水域からの悪臭は、下水道等により汚水衛生処理率を高めることが効果的な対策となりますが、必要に応じて、河川等の管理者の協力のもと、汚水が長期間滞留しないようにするなどの対策を講じるよう努めます。
- ・家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、家畜排せつ物の適正な管理を図るよう県等関係機関と連携しながら指導します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
29	事業所等の悪臭に対する指導 (内容) 悪臭の発生抑制について、臭気を発生させている事業者等に対し、必要に応じて適切に指導します。	環境課
30	下水道等の整備推進 (内容) 公共下水道・農業集落排水の整備、浄化槽の設置により汚水衛生処理率の向上を図ります。	下水道課
31	家畜排せつ物の悪臭に対する指導 (内容) 事業主等に対し、家畜排せつ物の適正な管理が図られるよう県等関係機関と連携しながら指導します。	農産園芸畜産課 環境課

(2) 水質・土壌環境の保全

①河川・湖沼の水質浄化対策

- ・市内河川・湖沼の水質調査を実施しながら、水質の監視を実施します。
- ・規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら特定施設等に対し適切に対応していきます。
- ・下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
32	市内河川・湖沼の水質検査の実施 (内容) 市内河川・湖沼の水質検査を実施し、測定箇所を増やしなが、水質の監視を実施します。	環境課
33	特定施設等の排水等に対する指導 (内容) 特定施設等からの排水等に対し、規制基準が遵守されるよう必要に応じて適切に指導します。	環境課
34 再掲	下水道等の整備推進 (内容) 公共下水道・農業集落排水の整備、浄化槽の設置により汚水衛生処理率の向上を図ります。	下水道課

② 土壌汚染の防止対策

- ・県等関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施しながら、土壌汚染の防止に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
35	有害物質を使用する施設に対する指導 (内容) 有害物質を使用する施設に対し、県等関係機関と連携しながら必要に応じて指導します。	環境課

(3) 騒音・振動防止対策の推進

① 騒音・振動対策

- ・工場、工事作業現場等の騒音、振動問題に対しては環境基準や規制基準の達成を図るため、指導や監視を効果的に行っていきます。
- ・自動車騒音に対しては、騒音調査を実施しながら状況を把握し、騒音の低減について対策を検討します。
- ・飲食店営業等に対する騒音規制のほか、近隣騒音問題については、原因者に対し改善のための指導を行っていきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
36	工場等の騒音・振動に対する指導 (内容) 工場等へ騒音・振動に関する環境基準や規制基準の達成を図るよう監視・指導を実施します。	環境課
37	自動車騒音常時監視業務の実施 (内容) 騒音規制法に基づき、市内路線の自動車騒音及び残留騒音等の測定を実施します。	環境課
38	近隣騒音問題に対する指導 (内容) 近隣騒音問題について、原因者に対し改善するよう指導します。	環境課

(4) 有害化学物質対策の推進

①有害化学物質対策

- ・事業所からの有害化学物質の排出抑制を図り、必要に応じて有害化学物質を使用する施設に対し監視・指導を実施します。
- ・市内で保管されているPCB廃棄物については、県の指導等を受けながら法令で定める処理期限までに適切に処理します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
39	有害化学物質を使用する施設に対する指導 (内容) 有害化学物質を使用する施設に対し、県等関係機関と連携しながら必要に応じて指導します。	環境課
40	PCB廃棄物の処理 (内容) 本市で保管するPCB廃棄物は、法令で定める処理期限まで処理するように努めます。	総務課

②放射性物質等への対応

- ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることから、今後も空間放射線量等の数値を把握しながら、放射性物質に対する対応を継続していきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
41	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量の測定 ・市ホームページ等で測定値の公表 (内容) 空間放射線量の定期的な測定を実施しながら放射性物質に対する対応を継続します。	環境課
42	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に汚染された農林業系副産物の管理 (内容) 放射性物質に汚染された農林業系副産物の適正な管理を行うとともに、国による最終処分を要請します。	農産園芸畜産課

(5) 不法投棄対策の推進

①不法投棄ごみ処理・未然防止対策

- ・ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止のため、環境パトロールを実施し監視体制の充実強化を図ります。
- ・不法投棄について違反行為が認められた場合には、必要に応じて警察とも連携し、不法投棄の低減を図っていきます。
- ・不法投棄の防止を呼びかけた看板等を設置し、地域ぐるみで監視の目を強化していきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
43	環境パトロールの実施 (内容) 環境パトロールを実施し、ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止を図ります。	環境課
44	不法投棄監視カメラの設置 (内容) 不法投棄が多発する場所へ不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止と撤去指導を実施します。	環境課

45	不法投棄防止看板の設置 (内容) 不法投棄が多発する場所へ不法投棄防止看板を設置し、不法投棄の未然防止を図ります。	環境課
----	---	-----

② 畜犬ふん尿対策

- ・県等関係機関と連携しながら、家庭犬しつけ方教室などを開催して、飼い主の心構えを身につけてもらうほか、毎年実施する狂犬病予防注射などの機会をとらえて、飼い主に対し犬の飼い方のマナー向上を図っていきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
46	家庭犬しつけ方教室の開催 (内容) 家庭犬しつけ方教室を開催し、飼い主に対して犬の飼い方のマナー向上を図ります。	環境課
47	犬の糞禁止看板の設置 (内容) 犬の糞により汚れが多発する公園や道路等に犬の糞禁止看板を設置し、飼い主に対して糞の後始末を徹底するよう啓発を図ります。	環境課

(6) 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理

① 一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備

- ・安全で適切なおみ処理のため、環境負荷の低減やコストに配慮するほか、循環型社会形成に寄与するため、エネルギー回収設備等を備えた中間処理施設、及び最終処分場を整備します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
48	一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備 (内容) 一般廃棄物（ごみ）処理施設である第2最終処分場の竣工及び（仮称）新クリーンセンター建設工事に着手します。	環境事業所

②一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営

- ・適切な処理及び一層の資源化を促進する一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
49	一般廃棄物（ごみ）処理施設の管理運営 （内容） 施設修繕計画に基づく定期修繕の実施、公害防止計画値及び法基準を遵守した適切な維持管理とともに一層の資源化促進に努めます。	クリーンセンター

③一般廃棄物（し尿等）処理施設の管理運営

- ・一般廃棄物（し尿等）処理施設の計画的及び適切な管理運営に努めます。
- ・家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等へ利用して頂けるよう推進していきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
50	一般廃棄物（し尿等）処理施設の管理運営 （内容） 施設修繕計画に基づく定期修繕の実施、公害防止計画値及び法基準を遵守した適切な維持管理とともに炭化肥料の農地還元等利用促進に努めます。	衛生センター

(7) ごみ収集・処理体制の整備

①家庭系ごみの収集運搬体制の充実

- ・ごみ・資源ごみの収集拠点・収集頻度等、市民ニーズに即した改善、充実を図っていきます。
- ・市民の利便性、再資源化・処理・処分の容易性を踏まえた効率的な収集運搬体制を確保します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
51	ごみ集積所設置費補助 （内容） 環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を促進するため、ごみ集積所を新設又は全面改築する行政区等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。	環境課

②適正な処理・処分・リサイクルの実施

- ・廃家電品・廃パソコン等が、各種リサイクル法のもと適正に処理されるよう周知、誘導に努めます。
- ・市営の一般廃棄物処理施設が、率先した適正処理・処分を行い、リサイクルの促進に努めるとともに、事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物処理業許可業者にも働きかけます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
52	適正処理困難物等の分別方法及び排出ルールの啓発 (内容) 市の処理施設での処理困難物等ごみの分別方法及び排出ルールの周知に努めます。	環境課
53	事業者へのごみの分別方法及び排出ルールの啓発 (内容) 一般廃棄物収集運搬業者を通じた事業者へのごみの分別方法及び排出ルールの周知に努めます。	環境課
54	粗大ごみ処理施設での資源物回収 (内容) 粗大ごみ処理施設での破碎等中間処理工程において金属等再資源化が可能な資源の抜き取り強化に努めます。	クリーンセンター
55	市の施設が4 R運動の率先実行 (内容) 環境マネジメントシステムにより市の施設が4 R運動を率先して実行します。	環境課

(8) ごみの排出抑制と資源循環の推進

①ごみの分別及び排出方法の啓発

- ・広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供の充実とともに、子どもや高齢者、転入者などにとっても分かりやすい内容になるよう努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
56	小学生へのごみの出し方・分け方等の普及啓発 (内容) 小学生の施設見学を通じて、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。	クリーンセンター

57	<p>ごみ処理に関する情報提供</p> <p>(内容)</p> <p>ごみの分別及び排出方法、収集・処理・資源化実績等をごみ収集カレンダーやホームページ上でお知らせします。</p>	環境課
----	--	-----

②4R運動の推進

- ・ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けた働きかけの強化に努めます。
- ・ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取り組みを市の施設が率先して実行して、幅広く4R運動への参加を呼びかけていきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
58	<p>マイバック運動の推進</p> <p>(内容)</p> <p>市内大型店舗等が加入するみやぎレジ袋削減協定に基づき、レジ袋の削減・マイバック持参を呼び掛けます。</p>	環境課
59	<p>生ごみ処理機の普及促進</p> <p>(内容)</p> <p>生ごみの自家処理を推進し、ごみ減量のほか、有効利用を図るため、生ごみ処理機購入者に補助金を交付するとともに啓発活動により普及を図ります。</p>	環境課
60	<p>資源ごみ集団回収奨励制度</p> <p>(内容)</p> <p>ごみの減量と資源に対する市民意識の高揚を図るため、資源ごみ回収を計画的に実施する団体に対し報奨金を交付します。</p>	環境課
61	<p>廃食油の回収・バイオディーゼル燃料の活用推進</p> <p>(内容)</p> <p>廃食油回収によるごみ減量化の推進及び廃食油から精製したBDF燃料の活用により、ごみ減量のほか、地球温暖化防止、水質汚濁防止を実感できる取組とします。</p>	環境課

62	<p>白色トレイ自主回収店舗の奨励</p> <p>(内容)</p> <p>ごみの減量化のため、白色トレイの自主回収ルートが定着しているスーパー店舗の奨励により、回収を支援します。</p>	クリーンセンター
----	---	----------

③ごみの減量・資源化の推進

- ・ごみ減量の推進、公平性の確保、資源分別意識の高揚等を図るため、指定袋等にごみ処理経費の一部を負担して頂くごみ処理有料化を継続するとともに、より効果的なごみ減量手法の確立に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
63	<p>ごみ処理有料化の継続</p> <p>(内容)</p> <p>ごみ減量・資源化を推進するため、ごみ処理費用の一部をごみ指定袋に転嫁して、ごみの発生量に応じて負担して頂く制度を継続します。</p>	クリーンセンター
64	<p>リサイクルステーションから回収する資源ごみの追加品目の検討</p> <p>(内容)</p> <p>ごみ減量・資源化を推進するため、新たに資源ごみとして回収できる品目を検討します。</p>	クリーンセンター

基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち(地球環境)

(1) 省エネルギー活動の推進

①省エネルギーの推進

- ・市のホームページや広報紙等で、省エネルギーの広報、啓発に努めます。
- ・公共施設へのLEDなどの省エネルギー設備・機器の導入を図るとともに、市民及び事業所に対しても導入を推奨します。
- ・全市を挙げたクールビズ・ウォームビズの取り組みを推進します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
65	省エネルギーの推進 (内容) 市民や事業者等に市広報紙やホームページを通じて、省エネルギーに関して、地球温暖化防止行動を推進します。	環境課
66	省エネルギー設備・機器の導入 (内容) 公共施設へのLEDなどの省エネルギー仕様の設備・機器の導入を図ります。	総務課 子育て支援課 商工観光課 住宅都市整備課 営繕課 学校教育課
67	クールビズ・ウォームビズの推進 (内容) 市役所が率先して全庁一体的なクールビズ・ウォームビズに取り組みや、市内の事業所にクールビズ、ウォームビズのポスター等を配布し推進します	市長公室 環境課

②グリーン購入の推進

- ・市が率先してグリーン購入を推進し、環境負荷の軽減に取り組みます。
- ・環境にやさしい「エコマーク」や「グリーンマーク」等の制度の周知を図るとともに、エコ商品の率先購入、率先利用に向けた意識の高揚を図ります。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
68	グリーン購入の推進 (内容) 市役所内において、「登米市グリーン購入調達方針」に基づく、資源の有効利用と再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。	総務課

69	グリーン購入に関する啓発 (内容) 市民や事業者等に市広報紙やホームページなどを通じて、環境負荷の少ない製品のグリーン購入について啓発を図ります。	環境課
----	---	-----

③エコカー・エコドライブの普及

- ・クリーンエネルギー、低燃費かつ低排出ガス自動車の導入を推進するとともに、公用車への導入を図ります。
- ・エコドライブやアイドリングストップの励行など、排出ガス抑制意識の高揚と環境に配慮した自動車利用について普及啓発を図ります。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
70	クリーンエネルギー、低燃費かつ低排出ガス自動車導入の推進 (内容) 地球温暖化対策の一環として、環境への負荷が少ない低公害車（通称・エコカー）の公用車への導入を進めるとともに、市民、事業者への導入を推進します。	総務課 環境課
71	公用車のエコドライブの励行 (市役所の取り組み) (内容) 公用車のエコドライブに努めます。	総務課
72	エコドライブの普及啓発 (内容) 市民や事業者等に市広報紙やホームページなどを通じて、エコドライブの普及啓発を図ります。	環境課

(2) 温室効果ガスの削減

①地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスの削減に向けて、「登米市地球温暖化対策地域推進計画」により、省エネルギーにつながる様々な環境配慮行動を推進します。
- ・市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するために、「登米市地球温暖化対策率先実行計画」を推進するとともに、環境への負荷の削減の進捗を管理し、改善していくために、環境マネジメントシステムの運用、改善を行います。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
73	地球温暖化対策地域推進計画の推進 （市全区域の取り組み） （内容） 市内の市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を総合的、計画的に進め、本市から地球温暖化防止の取り組みを更に広げていきます	環境課
74	地球温暖化対策率先実行計画の推進（市役所の取り組み） （内容） 市が一事業者として策定した「地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、市の事務・事業における省エネルギー機器の導入、省エネ行動などを実施し、率先して温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。	環境課
75	環境マネジメントシステムの運用 （市役所の取り組み） （内容） 市独自の環境マネジメントシステムを構築・運用し、市の事務事業活動及び公共工事において、環境にやさしい行動や環境負荷の低減に取り組みます。	環境課

②緑化の推進

- ・市民や、みどりの少年団の参加のもと、樹木を植栽するイベントを開催するなど、市民参加による森づくりを進めます。
- ・公共施設の緑化に努めていくとともに、民間施設においても、緑化が進められるよう働きかけていきます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
76	市民参加の新たな森林づくりの推進 （内容） 森林は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止の役割を果たすなど、人と地球にとって大切な資源であることについて、植樹祭の実施を通して周知を図ります。	農林政策課
77	都市公園の緑化推進 （内容） 県の植樹事業を活用して都市公園の緑化の推進を図ります。	住宅都市整備課

78	学校の緑化推進 (内容) 小中学校内における緑化活動を通して緑の大切さや木を植えることの重要性、二酸化炭素の吸収・地球温暖化防止の役割について啓発を図ります。	学校教育課
79	緑の少年団活動の支援 (内容) 緑の少年団の活動に対して支援を行います。	農林政策課 学校教育課

(3) 新エネルギー利用の推進

①新エネルギーの導入

- ・住宅や事業所への太陽光発電や木質バイオマスなどの新エネルギー設備の導入を促進します。
- ・新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対し、国・県等の助成情報を提供するなどの支援を行います。
- ・公共施設への新築や改築、設備更新等に際しては、新エネルギー設備の導入を図ります。

通番	前期取組 (28年度～30年度)	担当課
80	新エネルギー利活用の推進 (内容) 市地域新エネルギービジョンに基づき、積極的に推進すべき新エネルギーとして位置づけた太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマスの利活用を推進していきます。	環境課 農林政策課
81	住宅用新・省エネルギー設備導入支援事業の実施 (内容) 住宅用太陽光発電システムや蓄電池、ペレット又は薪ストーブの設置費の一部助成し導入を推進します。	環境課
82	新エネルギー設備等の情報提供 (内容) 新エネルギー設備等を導入しようとする事業者に対し、国・県等の助成情報を提供するなどの支援を行います。	環境課 農林政策課
83	公共施設への新エネルギー設備の導入 (内容) 公共施設への新エネルギー設備の導入を図ります。	総務課

基本目標4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

（1）環境情報の共有

①環境情報の収集

- ・国や県、各種団体等の各種調査結果や公害・地球環境問題等の環境に関する情報の収集に努めます。
- ・地域で環境活動を行っている市民団体等を把握し、環境活動に関する情報の収集に努めます。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
84	環境に関する情報の収集 （内容） 国や県、各種団体等の各種調査結果や公害・地球環境問題等の環境に関する情報を収集します。	環境課
85	環境活動調査の実施 （内容） 市民団体等やNPO、事業所が行っている環境活動内容の調査を実施します。	環境課
86	環境保全等に関する市民からの提案 （内容） 市民から、貴重な自然等の維持・再生及び修復するための方法や、環境負荷の低減させる方法等の環境保全等に関する提案をいただく仕組みづくりを行います。	環境課

②環境情報の共有化

- ・市民団体等が自主的に発信する環境情報の共有化を図るための支援に努めます。
- ・各種調査の結果や、環境活動の状況、環境関連の講演会及びイベントの開催など、環境に関する情報を市広報紙・ホームページ等の各種媒体により発信します。
- ・市民団体、事業者、学校などが取り組む環境学習や環境活動の内容を発表し、共有する機会の創出を検討します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
87	環境に関する情報の提供 （内容） 各種調査の結果や、環境活動の状況、環境関連の講演会及びイベントの開催、環境キャラクターの活用など、市広報紙・ホームページ等に掲載し市民などへの情報を提供します。	環境課

88	市民団体等が相互に情報共有する機会の創出 (内容) 市民、NPO、学校、企業等が行う環境保全に関する取り組みの成果や課題を環境フェアなどのイベント等を通じて、相互に情報共有する機会の創出を図ります。	環境課
----	---	-----

(2) 環境教育・学習、環境活動の推進

①環境教育・環境学習の推進

- ・未就学児から高齢者まで幅広い層の市民等への環境学習の機会を提供します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた体験型学習を含めた環境教育の充実を図ります。
- ・地域に根ざした環境教育・環境学習や環境活動を推進する人材の育成に努めます。

通番	前期取組 (28年度～30年度)	担当課
89	環境学習の推進 (内容) 各地域のPTA、市民団体等、事業所などへ環境出前講座による環境学習の機会をつくります。	環境課
90	環境教育の充実 (内容) 宮城教育大学と連携し、環境出前講座の総合的な環境学習プログラムを充実させ、市内小中学校の児童・生徒が自然とのふれあいや自然から学ぶ機会をつくります。	環境課
91	環境教育リーダーの育成 (内容) 環境教育リーダー育成講座などを開催し、地域の環境教育及び環境保全活動の中核となる人材を育成します。	環境課

②地域環境活動・市民団体活動の促進

- ・市民や事業者、市民団体等の自主的な環境活動を推進します。
- ・登米市環境市民会議による環境保全活動や環境学習を通じた各団体間・地域間の交流を図り、連携の強化に努めます。
- ・地域コミュニティ組織による環境保全に関する取り組みを支援します。

通番	前期取組（28年度～30年度）	担当課
92	<p>環境活動の推進</p> <p>（内容）</p> <p>事業者、市民団体等の環境活動を市広報紙・ホームページ等で紹介し、自主的な環境活動を推進します。</p>	環境課
93	<p>環境美化の推進</p> <p>（内容）</p> <p>市民や各地域の市民団体等による緑化運動や花いっぱい運動、一斉清掃などの環境活動を支援し、環境美化の活動を推進します。</p>	環境課 農林政策課 農村整備課 土木管理課 生涯学習課
94	<p>登米市環境市民会議との連携</p> <p>（内容）</p> <p>登米市環境市民会議と連携・協働し、環境基本計画を推進します。</p>	環境課
95	<p>登米市環境市民会議の活動の充実</p> <p>（内容）</p> <p>市民、事業者、各種団体、行政機関の協働での環境保全活動や講演会等の開催など、全市的な取り組みを推進します。</p>	環境課
96	<p>環境保全活動のネットワークを構築</p> <p>（内容）</p> <p>環境保全に取り組む市民や学校、各種団体等のネットワークづくりを図っていきます。</p>	環境課
97	<p>地域コミュニティ組織の活性化</p> <p>（内容）</p> <p>地域コミュニティ組織による環境保全に関する取り組みを支援します。</p>	市民活動支援課 環境課